

青森県大規模小売店舗立地法事務処理要綱

(目的)

第1 この要綱は、青森県における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の執行に必要な事項を定め、もって法の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(関係法令等に係る事前調整等)

第2 県は、大規模小売店舗設置届出者（以下「届出者」という。）に対し、法に基づく届出と当該店舗の設置に係る関係法令等の所要の手続きが整合的かつ合理的に進められるよう、法に基づく届出前に、関係行政機関等と十分な連絡、調整を図るよう求めるものとする。

(計画概要書)

第3 県は、届出者に対し、法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項の届出をする2月前までに、大規模小売店舗新設（変更）計画概要書（以下「計画概要書」という。様式第1号）を県に提出し説明を行うよう求めるものとする。

2 県は、届出者が前項の計画概要書を作成しようとするときは、届出に係る大規模小売店舗の周辺の生活環境に与える影響の範囲を勘案し、所在地の属する市町村（以下単に「市町村」という。）、関係する道路管理者及び警察署・公安委員会等の意見を聴くよう届出者に求めるものとする。

3 第1項に規定する計画概要書の提出部数は、20部とする。

(届出等)

第4 法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）に基づき県に提出する書類は、商工労働部商工政策課に提出するものとする。

2 次の各号に掲げる届出の提出部数は、正副21部とする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第2項の規定による届出
- (3) 法附則第5条第1項の規定による届出

3 次の各号に掲げる届出又は通知の提出部数は、正副5部とする。

- (1) 法第6条第1項による届出

- (2) 法第8条第7項の規定による届出及び通知
- (3) 法第9条第4項の規定による届出
- 4 次の各号に掲げる届出の提出部数は、正副2部とする。
 - (1) 法第6条第5項の規定による届出
 - (2) 法第11条第3項の規定による届出

(届出等の公告)

- 第5 法第5条第3項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項により準用する場合を含む。)、第6条第6項、第8条第3項、第8条第6項及び第9条第3項の規定による公告は青森県報に掲載して行う。
- 2 県は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について、第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わないことができる。

(届出等の縦覧)

- 第6 法第5条第3項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項により準用する場合を含む。)、第8条第3項及び第8条第6項の規定による縦覧は、青森県商工労働部商工政策課及び市町村の商工担当課において行う。
- 2 前項の縦覧をする日は、県においては青森県の休日に関する条例(平成元年青森県条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日とし、市町村においてはその執務を行う日とする。
- 3 第一項の縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市町村においてはその執務時間内とする。

(届出等の市町村への送付)

- 第7 県は、第3条第1項の計画概要書及び第4条第2項、第3項の届出等は副本3部、第4項の届出は副本1部を当該届出等に係る大規模小売店舗の市町村に速やかに送付するものとする。

(法第5条第1項第6号の変更)

- 第8 県は、法第5条第1項第6号の変更については、法第7条第1項の説明会開催後に変更を行うよう届出者に依頼するものとする。

(軽微変更の通知)

- 第9 県は、法第6条第2項の規定による届出が、規則第8条で定める軽微な変更該当すると認められるときは、その旨を、届出者及び市町村に通知(様

式第2号) するものとする。

(説明会の開催方法等)

第10 法第7条第1項の規定により説明会を開催する者(以下「説明会開催者」という。)は、法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出の内容、第5条第2項(第6条第3項の規定により準用する場合を含む。)に規定する添付書類の内容及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成11年通商産業省令告示第375号。以下「指針」という。)に基づき設置者が対応することとした措置の内容について説明を行うものとする。

(説明会の開催回数)

第11 法第7条第1項の規定による説明会の開催回数は、1回とする。ただし次に該当する場合は、県は、規則第11条第1項ただし書きの規定により説明会の開催回数について3回を上限として指定するものとする。

(1) 市町村から県に対し、合理的な理由を付して説明会の開催回数について意見の提出があった場合

(2) 大規模小売店舗が周辺的生活環境に与える影響を勘案し、県が必要と認める場合

2 市町村は、法第5条第1項及び第6条第2項の届出の日から2週間以内に、説明会の開催回数について、理由を付して県に意見を述べるができるものとする。

3 県は、説明会の開催回数を指定するときは、説明会開催者及び市町村に通知(様式第3号)するものとする。

(掲示による説明会)

第12 県は、規則第11条第2項の規定に基づき法第6条第2項の規定による届出をした者が規則第11条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときは、説明会開催者及び市町村にその旨を通知(様式第4号)するものとする。

2 規則第11条第2項の規定による掲示は、様式第5号により行うものとし、当該届出が法第6条第3項の規定に基づき縦覧に供されている間、これを行うものとする。

(説明会の開催公告等)

第13 規則第12条第3号に規定する県が適切と認める方法は、次のとおりとする。

- (1) 県が必要と認める地域において、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に折込み広告をすること
- (2) 市町村の協力を得て、市町村の公報又は広報誌に掲載すること
- (3) 町内会報への掲載等

(説明会の実施状況報告等)

第14 県は、説明会開催者に対し、法第7条の規定による説明会を開催するときは、事前に、開催する日時及び場所等を県及び市町村に報告するよう求めるものとする。

2 県は、説明会開催者に対し、説明会を開催したときは速やかに説明会実施状況報告書(様式第6号)を県及び市町村に提出するよう求めるものとする。

3 県は、説明会開催者に対し、規則第13条第1項に定める事由により説明会を開催できないときは、その旨を県に報告(様式第7号)するよう求めるものとする。

4 県は、前項の規定による報告が説明会を開催できない事由と認められるか否かを説明会開催者及び市町村に通知(様式第8号)するものとする。

(意見書の提出)

第15 法第8条第1項の規定による市町村の意見は、様式第9号により県に提出するものとする。

2 法第8条第2項の規定による意見を有する者は、様式第10号により県に提出するものとする。

3 法第9条第1項の規定による市町村の意見は、様式第11号により県に提出するものとする。

(届出を変更しない旨の通知)

第16 法第8条第7項の規定による変更しない旨の通知は、様式第12号により行うものとする。

(公表の方法)

第17 法第9条第7項の規定に基づく公表は、青森県報に掲載するほか、必要に応じて報道機関への資料提供等により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 法第9条第1項の規定による勧告に係る届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 公表の理由及び従わないこととされた勧告の内容

3 公表したときは、県は、その旨を当該勧告に係る届出者及び市町村に通知するものとする。

(報告の徴収に関する市町村の申し出)

第18 市町村は、法第8条第1項及び第9条第1項の意見を述べるために必要な場合は、理由を付して、法第14条第1項の規定による報告を求めるよう知事に申し出ることができるものとする。

2 県は、前項の規定により申し出があった場合はその内容を審査し、必要と認めるときは届出者に対し報告を求めるとともに、その内容を市町村に通知するものとする。

(大規模小売店舗立地審議会)

第19 県は、次に掲げる場合に、青森県大規模小売店舗立地審議会の意見を聴くものとする。

(1) 法第8条第4項の規定による意見を定めるとき（意見がない場合を含む。）

(2) 法第9条第1項の規定による勧告をしようとするとき

(3) その他法の施行に関する重要事項を決定しようとするとき

2 前項第1号の場合において、意見を聴くものの基準は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月20日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

大規模小売店舗新設（変更）計画概要書

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗の新設（変更）について、次のとおり計画概要書を提出します。

1 計画の概要

（趣旨その他計画において参考となる事項）

2 建物設置者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名並びに住所
- (2) 設立年月日、資本金、従業員数、事業内容等

3 施設の概要

（1,000㎡以下からの増床による新設の場合は、現況と比較ができるように作成する。）

- (1) 建物の名称及び所在地
 - (2) 計画地の概要
 - ア 用途地域
 - イ 敷地面積
 - ウ 現況等
 - エ 借地、自社所有の別
 - (3) 建物の概要
 - ア 建物の構造及び延床面積
 - イ 店舗面積の合計
 - (4) 施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ※位置は別紙図面に記載

(5) 施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ※位置は別紙図面に記載
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4 説明会開催計画の概要

- (1) 説明会の公告方法
- (2) 説明会の日時及び場所（決定していない場合は、予定で記載すること。）

5 関係法令等との調整状況（関係機関の助言等を含む。）

6 添付書類

- (1) 建物の配置図及び平面図
- (2) 施設周辺の見取図

(備考) この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2号（第9関係）

番 号
年 月 日

届 出 者
市 町 村 長 あて

青森県知事

軽微変更の取り扱いについて（通知）

年 月 日付けの大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更届は、同条第4項ただし書きに規定する軽微な変更として認めることとしたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 軽微変更と認める内容

（備考）この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3号（第11関係）

番
年 月 日

説明会開催者
市町村長 あて

青森県知事

説明会開催回数の指定について（通知）

年 月 日付けの大規模小売店舗立地法第5条第1項（第6条第2項）の規定による届出に係る説明会開催回数は、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第1項ただし書きの規定により下記のとおり指定することとしたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会開催回数

（備考）この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号（第12関係）

番 号
年 月 日

説明会開催者
市 町 村 長 あて

青森県知事

掲示による説明会について（通知）

年 月 日付けの大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更届出は、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定により説明会を開催する必要がないものとしたので通知します。

※届出者あて

なお、規則第11条第2項の規定による届出等の要旨の掲示は、青森県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第12条第2項の規定により行ってください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする届出内容
- 3 掲示期間

（備考）この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第5号様式（第12関係）

大規模小売店舗立地法第6条第2項に係る変更届出の要旨の掲示

- 1 店舗の名称
- 2 所在地
- 3 届出者
氏名（名称）
所在地
- 4 変更事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 5 変更理由
- 6 変更年月日

問い合わせ先 ○○(株)
住所
連絡先

本件に関する大規模小売店舗立地法に係る届出書類等は、青森県商工労働部商工政策課及び○○市役所（町村役場）において、 年 月 日から 年 月 日まで閲覧できます。

(備考)

- 1 掲示板の大きさは、縦90cm以上×横120cm以上とすること。
- 2 白色地、文字は黒色とすること。
- 3 掲示期間に破損しない材料を使用すること。

様式第6号（第14関係）

説明会実施状況報告書

年 月 日

青森県知事
市町村長 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住 所

青森県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第14第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 実施状況

項 目	内 容
開 催 日 時	年 月 日 () 時から 時まで
開 催 場 所	所在地 名 称
説 明 者	役職名 氏 名
出 席 者 数	名
主な意見及び 説明会開催者の 応 答 内 容	
その他特記事項	

(備考)

- 1 説明会を2回以上開催した場合は、2実施状況について区分して作成すること。
- 2 当日の配付資料を1部添付すること。
- 3 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号（第14関係）

説明会開催不能事由報告書

年 月 日

青森県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住 所

青森県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第14第3項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会開催準備の経過
- 3 開催が不能となった事由
- 4 法第7条第4項に規定する届出等の内容の周知方法

（備考）この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8号（第14関係）

※不能事由と認める場合

番 号

年 月 日

説明会開催者

市 町 村 長 あて

青森県知事

説明会開催不能事由報告書の取り扱いについて（通知）

年 月 日付けの青森県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第14第3項による報告については、説明会開催の不能事由に当たると認めることとしたので通知します。

※届出者あて

なお、届出等の内容の周知について、当該報告書に基づく方法を実施した場合はその旨報告してください。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（備考）この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8号（第14関係）
※不能事由と認めない場合

番 号
年 月 日

説明会開催者
市 町 村 長 あて

青森県知事

説明会開催不能事由報告書の取り扱いについて（通知）

年 月 日付けの青森県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第14第3項による報告については、説明会開催の不能事由に当たると認められないので通知します。

※届出者あて

なお、早急に説明会を開催し、実施した場合はその旨報告してください。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（備考）この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第9号（第15関係）

番 号
年 月 日

青森県知事 あて

市町村長

大規模小売店舗の立地に関する意見について

年 月 日付け 第 号で通知のあった大規模小売店舗の立地について、大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見の内容とその理由

（備考）この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10号（第15関係）

大規模小売店舗の立地に関する意見書

年 月 日

青森県知事 あて

住所又は所在地
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
電話番号

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、下記の大規模小売店舗の立地について、別紙意見書の提出により意見を述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（備考）この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

大規模小売店舗の 名称及び所在地	
意見を述べる項目 (該当する項目に○)	1 大規模小売店舗を設置すべき者が配慮すべき 基本的な事項 2 駐車需要の充足等交通に関する事項 3 歩行者の通行の利便の確保等 4 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮 5 防災・防犯対策への協力 6 騒音の発生に係る事項 7 廃棄物に係る事項 8 街並みづくり等への配慮等
意見の内容及びそ の理由	
※ 意見を述べる者の 住所・氏名又は所在 地・名称、法人にあ っては代表者の氏名	※

※印欄は、同欄が縦覧されることに同意する場合に限り記載してください。

(備考) この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第11号（第15関係）

番 号
年 月 日

青森県知事 へ

市町村長

大規模小売店舗の立地に関する意見について

年 月 日付け 第 号で通知のあった大規模小売店舗立地法第8条第7項による届出（通知）について、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見の内容とその理由

（備考）この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第12号（第16関係）

届出を変更しない旨の通知

年 月 日

青森県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により述べられた青森県の意見に対し、届出事項の変更をしない旨を通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出事項を変更しない理由

（備考）

- 1 届出事項に係る添付資料を変更・追加する場合は、添付すること。
- 2 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。